

# 「豊洲土地区画整理事業における建設発生土の受入れ基準等検討委員会」提言 <概要>

## 1 検討の概要

### 〔検討の目的と視点〕

- 豊洲土地区画整理事業では、公共工事からの建設発生土を盛土材として受入れたが、その一部において受入れ基準に定める化学性状試験の試験頻度が守られていなかったことが判明した。
- 平成22年9月、受入れ基準の分析や受入れの実態等を踏まえた課題を整理し、市場用地の視点を踏まえた、適切な受入れ基準とその運用のあり方に関する提言を行うことを目的とし、本検討委員会を設置した。

### 〔体制と経過〕

- 委員：有識者4名（建設庁外、環境、建設業、建設発生土受入実務）及び 都市整備局技監（計5名）
- 委員会開催回数：4回（検討期間：平成22年9月～平成23年3月）

## 2 受入れ基準と受入れ業務の課題・見直しの考え方

### 受入れ基準

- 【課題】
- 海洋汚染防止法や土壤汚染対策法等に基づく試験項目が混在しているため、試験項目の再検討が必要
  - 現場の状況や、シールドトンネル工事を含む多種多様な工事の実態を考慮した、合理的な試験頻度の設定が必要
  - 平面的な広がりや深さ方向を考慮した、試料採取地点の設定が必要

### 【見直しの考え方】

基本姿勢「建設発生土のリサイクルによる安全な盛土の構築に向けた材料の確保」

- 考え方
- 試験項目等の設定において、土の安全性確保を重点に据える
  - 多種多様な工事の実態に対応した、合理的な基準とする
  - 試料採取地点等、試験の運用方法を明確にする

### 受入れ業務

- 【課題】
- 受入れ業務に係わる仕事の流れと各主体の役割を明確にするとともに、確実なチェック体制を構築することが必要
  - 受入れ基準を確実に守るための運用方法や、事務処理方法を定めたマニュアル類を整備することが必要
  - 受入れ基準や運用方法が、搬出元と受入れ側の双方の組織や職員に周知されるよう、組織間コミュニケーションの強化に取り組むことが必要

## 3 受入れ基準のあり方

### 【試験項目】

（現行基準） 44項目

港湾局が豊洲地区の埋立で使用していた受入基準を盛土による土地造成に準用し、試験項目数と基準値を設定。

（見直し案） 46項目

- 盛土による土地造成を行う場合、土壤汚染対策法とダイオキシン特別措置法に基づく項目が基本であるが、土の安全性を最大限に確保するため、関連法令等の項目を網羅する。
- ほう素（溶出）を追加し、水銀とPCBを別項目とする。

### 【試験頻度・試料採取地点】

（現行基準）「2,000m<sup>3</sup> ごとに1回」



- 他機関の基準と比較して最も厳しい「2,000m<sup>3</sup> ごと」を継承
- 搬出土の安全性を偏りなく確認するため、広がりや深さを考慮
- 人為的な汚染の可能性が高いのは、工場等の操業面である地表部
- 自然由来物質の分布は、改変されていない同一地層では同じ傾向

（見直し案）「面積 2,000 m<sup>2</sup>ごと かつ 深さ 1m ごとに1回」

- 地表部に汚染がないことを確認でき、地層を把握している場合は、「深さ 1m ごと」に変えて「地層ごと」とすることもできる
- 現行基準で決めていない試料採取地点を明確化する

### 【シールドトンネル工事への適用可能性】

- トンネル延長方向の試験頻度は、「面積 2,000 m<sup>2</sup>」をトンネルの投影面積と考える（面積 2,000 m<sup>2</sup> ÷ 掘削幅(トンネル外径)）
- 深さ方向の試験頻度は、地層を把握していることから「地層ごと」を適用する
- この試験頻度の考え方は、施工前のボーリングでの試料採取により、現場での対応が可能である。

## 4 受入れ業務のあり方

### 【受入れ業務の明確化】

適正な管理体制の構築に向けて、業務に関わる各者の役割や責任の範囲を明確化するとともに、受入れの際の重要事項を明示し、チェック体制の整備を図ることを提案した。

### 【受入れ基準の解説や事務処理マニュアル等の作成】

業務を適正に実施するため、「受入れ基準の解説」や不測の事態への対処方法を含む「事務処理マニュアル」等の作成を提案した。

### 【業務実施体制の整備】

本庁と事務所の連絡体制の再構築など、業務推進体制の強化や搬出元との協力体制の構築を提案した。